

【問題】◎ 以下の問に解答し、併せて授業の感想、質問、意見など、記載せよ。

問1：Aが小説を執筆し、それを友人BとCに見せた場合、Bがそれをそのまま公表しようとする行為、Cがそれを漫画化して公表しようとする行為について、Aは公表権侵害を主張して阻止することができるか。 p.201

【答】 p.158 Aの小説は著作物である。Aは著作者として公表権を有する。また他者がその小説を基として二次的著作物を創作した場合には、その二次的著作物についても原著作者としての権利を有する。本件ではBがAに無断で小説を公表することは、Aの有する公表権を侵害することとなり、Cが漫画化した著作物を公表することもAが有する原著作者としての公表権を侵害することとなる。したがって、A、Bのそれぞれの行為について公表権侵害を主張して阻止することができる。

問2：Aがハンドルネームで公表したウェブ小説を、出版社が本にする際に、勝手にAの実名で出版してしまった。これは氏名表示権を侵害するものといえるか。 p.204

【答】 p.202 氏名表示権は、著作者としての表示をするかしないか、するとすれば、実名か変名かを決定できる権利である。変名であるハンドルネームで公表した氏名を無断で実名に変更して表示することは、著作者Aの有する著作者人格権の氏名表示権を侵害する。

問3：著作物である漫画について、①その絵に落書きをすること、②そのコマ割りを変更することは、各々漫画の著作者の有する同一性保権を侵害するか。 p.209

【答】 P.204 同一性保持権は、やむを得ない場合を除き、著作者の意に反して改変されない権利である。著作物である漫画に落書きをすることは、著作者が望んでいるとは考えにくい。またコマ割りを変更することも著作者が最も良いと思う割り付けを意図して創作したものと考えられるので、著作者の意に反する改変となる。したがって、両者の行為は、著作者の有する同一性保持権を侵害する。

しかし、著作物である漫画を購入した者がその漫画に落書きすることは、落書きした漫画を公表しなければ同一性保持権を侵害することとならない。更に、コマ割りを変更することは出版社であろうから、この場合は、出版されると同一性保持権の侵害になるが、出版される前であれば検討のためと考えられ、やむを得ない改変に当たり侵害にならず、漫画を購入した者が、自分で楽しむためにコマ割りを変更した漫画とすることは同一性保持権を侵害しない。>

問4：ゲーム会社Aが解散した後、そのゲームを改変してウェブ上にその動画をアップロードする行為は、著作者の死後における人格的利益を害するものといえるか。 p.211

【答】 p.210 題意から問題のゲームは、ゲーム会社Aが著作者となる職務著作と解される。会社は法人であるから、法人の死後における人格的利益は相続されることがないから人格的利益を害するものとはいえない。

会社の解散後は、刑事罰の適用はあるが、ゲームを改変することは人格的利益を害することとならないと考える。＜自分がそのゲームを創作したように装うことは非親告罪としての刑事罰もあり得る。>